

畜 号 外  
平成 31 年 2 月 27 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事  
一般社団法人岩手県獣医師会会長  
岩手県農業共済組合長理事  
岩手県動物薬品器材協会会長  
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長  
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

様

岩手県農林水産部  
畜産課総括課長

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について  
このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり、通知がありましたので、お知らせします。  
つきましては、会員等に対し、標記特定症状を示す異常豚が確認された場合、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう、周知をお願いします。



【畜産課振興・衛生担当 (佐々木) TEL019-629-5729】

30 消安第 5652 号  
平成 31 年 2 月 25 日

岩手県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝いたします。

昨年 9 月より、国内で発生している豚コレラ（以下「本病」という。）について、本日開催した第 5 回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会において、7 例目から 10 例目までの発生農場に対する疫学調査結果について報告されました。その中で、これまでの発生農場で認められた症状や感染試験の結果を踏まえ、家畜の所有者等は早期に家畜保健衛生所に通報を行うとともに、速やかに検査を実施するよう再度徹底が必要である旨、提言されています。

現行の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）では、豚の所有者や獣医師（以下「所有者等」という。）から異常豚の通報等があった際に、家畜保健衛生所が豚コレラを疑うべき症状については明記していますが、所有者等が豚の異常を確認し、自ら家畜保健衛生所へ通報する症状については明示的に定めていませんでした。家畜保健衛生所への通報の遅れは、本病の防疫措置を遅らせ、本病をまん延させる可能性が非常に高く、さらに、アフリカ豚コレラが、万が一国内に侵入した際の発見の遅れにもつながります。

このため、当省としましては、本病及びアフリカ豚コレラが疑われる異常豚が確認された場合に、所有者等から家畜保健衛生所に直ちに通報がなされるよう、口蹄疫等と同様に、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 の 2 第 1 項の規定に基づく、農林水産大臣が指定する症状（以下「特定症状」という。）を別添 1 のとおり定め、3 月中旬に施行すべく、告示改正等の所要の進められているところです。

貴職におかれましては、現在の国内での発生状況等を踏まえ、改正作業が終了するまでの間においても、別添 1 の資料に示す、いずれかの異常豚等が確認された場合に、直ちに通報されるよう、貴都道府県下の豚等飼養農場、関係機関に対し周知いただくよう、御指導方よろしくお願いいたします。

また、本件については、防疫指針に反映する作業を併せて進めておりますが、それまでの間の都道府県における運用は、別添 2 のとおりとしますので、併せて御確認の上、適切な対応方よろしくお願いいたします。

## 別紙 1

豚コレラの特特定症状は、以下の表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症状	対象とする家畜伝染病
豚及び いのしし	耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。	豚コレラ及び アフリカ豚コレラ
	<p>同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退  (2) 便秘、下痢  (3) 結膜炎（目やに）  (4) 歩行困難、後軀麻痺、けいれん  (5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）  (6) 流死産等の異常産の発生  (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便</p>	
	<p>同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1 万個未満/<math>\mu</math>l）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p>		

## 別紙2

## 豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状の運用について

## ○ 適用地域：全国

※ 現在、豚コレラは岐阜県及び愛知県で発生している他、その他3府県で発生が確認されており、地域は現局しているが、アフリカ豚コレラの侵入リスクも踏まえれば、その他の都道府県における両疾病の発生リスクも非常に高いと言わざるを得ない。

## ○ 通報を受けた都道府県の対応

以下のとおりとする。ただし、今後の都道府県の実施、運用状況等を踏まえ、必要に応じて再検討を加える。

- (1) 獣医師又は農場管理者から通報を受けた際の家畜保健衛生所の立入検査においては、農場の平時の状況、常在疾病の有無等を踏まえた上で農場全体を観察する。その上で、特定症状に該当する異状が認められた場合には、異状が認められた個体及びその同居豚を中心に10頭程度(10頭未満の場合は全頭)を体温測定し、採血する。その際、必要に応じて、死亡豚を家保へ持ち帰る。なお、農場に対しては、通報時、農場からの聞き取り情報に応じて移動の自粛を要請する。
- (2) 群全体の状況として、40℃以上の発熱に加え、1万個未満/ $\mu$ lの白血球減少が認められる場合には、農水省に報告するとともに、豚コレラ防疫指針第4の5の(1)に基づく検査(PCR検査、エライザ検査及び蛍光抗体法(死亡豚を持ち帰っている場合))を実施する。当該結果に応じて、家畜伝染病予防法第32条の第1項により移動を制限する。また、(1)において死亡豚を持ち帰っていない場合は、動物衛生課と協議の上、再度農場に立入り、農場主の同意を得て、発症豚の殺処分を行い、解剖検査、蛍光抗体法を実施する。この際、解剖写真・剖検所見について動物衛生課へ送付する。
- (3) 特に、アフリカ豚コレラについては、アフリカ豚コレラ防疫指針第3に基づき、解剖検査において、アフリカ豚コレラの特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められる場合には、農研機構動物衛生研究部門の意見を踏まえた上で検体を同研究部門に送付する。
- (4) なお、家畜保健衛生所においては、平時より農場の常在疾病等の衛生状況を把握しておくことが重要であり、と畜データ等も活用した農場情報の蓄積に努める。

写

30 消安第 5652 号  
平成 31 年 2 月 25 日

別記団体の長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

日頃より、家畜衛生の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。  
このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知いたしましたので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協力お願いします。

(別記関係団体)

一般社団法人 日本家畜人工授精師協会会長 殿  
一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿  
一般社団法人 家畜改良事業団理事長 殿  
一般社団法人 日本 SPF 豚協会会長 殿  
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会代表理事 殿  
一般社団法人 日本養豚協会会長 殿  
日本養豚事業協同組合理事長 殿  
一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金理事長 殿  
一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金理事長 殿  
一般社団法人 全日本配合飼料価格・畜産安定基金理事長 殿  
一般社団法人 日本科学飼料協会理事長 殿  
公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長 殿  
飼料輸出入協議会理事長 殿  
一般社団法人 日本家畜商協会会長 殿  
一般社団法人 日本畜産副産物協会会長 殿  
公益社団法人 全国農業共済協会会長 殿  
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長 殿  
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長 殿  
公益社団法人 中央畜産会会長 殿  
全国農業協同組合中央会会長 殿  
全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿  
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長 殿  
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長 殿  
公益社団法人 日本獣医師会会長 殿  
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿  
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長 殿  
協同組合 日本飼料工業会会長 殿  
公益社団法人 畜産技術協会会長 殿  
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長 殿  
全国精麦工業協同組合連合会会長 殿  
全国飼料卸協同組合理事長 殿  
全国飼料輸入協議会会長 殿  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長 殿  
一般社団法人 食品ロス・リボンセンター代表理事 殿  
一般社団法人 全国食品リサイクル連合会専務理事 殿

写

30 消安第 5652 号  
平成 31 年 2 月 25 日

各地方農政局消費・安全部長  
北海道農政事務所消費・安全部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長  
動物医薬品検査所長  
動物検疫所長  
独立行政法人 農畜産業振興機構理事  
国立研究開発法人  
農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門長  
独立行政法人家畜改良センター理事長

殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知したので、御了知の上、両疾病の防疫対策の推進に御協力をお願いします。